

地域指定年度	平成23年度
計画策定年度	平成23年度
計画見直し年度	平成28年度

# 島田市農業振興地域整備計画書

令和4年3月

静岡県島田市



## 目 次

<b>第 1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
（1）土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
（2）農業上の土地利用の方向.....	4
ア 農用地等利用の方針.....	4
イ 用途区分の構想.....	9
ウ 特別な用途区分の構想.....	10
2 農用地利用計画.....	10
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	11
2 農業生産基盤整備開発計画.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
4 他事業との関連.....	14
<b>第 3 農用地等の保全計画</b> .....	15
1 農用地等の保全の方向.....	15
2 農用地等保全整備計画.....	16
3 農用地等の保全のための活動.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	18
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	18
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	18
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	20
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	20
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
<b>第 5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	22
1 農業近代化施設の整備の方向.....	22
2 農業近代化施設整備計画.....	25

3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	<b>26</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3	農業を担うべき者のための支援の活動	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>27</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	<b>30</b>
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
<b>第9</b>	<b>付図（別添）</b>	<b>36</b>
1	土地利用計画図（付図1号）	36
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	36
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	36
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし	36
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし	36
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）	36
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	<b>37</b>
(1)	農用地区域	37
ア	現況農用地等に係る農用地区域	37
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	37
(2)	用途区分	37

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本市は、静岡県のほぼ中央部、遠く南アルプスに源を發する大井川の中流域に位置し、東は藤枝市、西は掛川市、菊川市、森町、北は川根本町、静岡市、浜松市、南は牧之原台地で牧之原市、平野部で吉田町、大井川下流域で焼津市と接している。

市域の広がり、東西に約23km、南北に約31km、総面積は315.70km<sup>2</sup>と南北に長い地形となっており、北部の急峻な山間地帯から中部の平坦地へとつながり、南部には牧之原台地が広がっている。

気象は、年間平均気温15℃前後、年間降水量2,200mm前後で、冬期においても降雪がほとんどない温暖な気候である。

交通は、県中部地域の要衝となっており、市南部をJR東海道本線、国道1号、県道島田岡部線、新東名高速道路等の重要な輸送インフラが東西に、南端には東名高速道路が走っている。また、JR金谷駅を始点として大井川に沿って大井川鐵道が走る等、南北地区の連結が図られている。さらに、富士山静岡空港、新東名高速道路島田金谷IC、御前崎港等の交通拠点を結ぶ国道473号バイパスの整備が進んでおり、新東名高速道路島田金谷IC周辺に新たな賑わい交流拠点となるKADODE Ooigawaがオープンする等、その機能を活かした産業交流地域の形成が期待されている。

国勢調査による人口は、平成7年をピークに減少に転じており平成27年には10万人を下回った。また、少子高齢化も急速に進展しており、平成27年には高齢化率が29.4%となっている。今後もこの傾向が続き、地域の活力低下が危惧されているため、定住促進や子育て施策の充実、雇用の拡大等が重要な課題となっている。

産業は、恵まれた自然条件や、立地条件等に恵まれ、農林業をはじめ、製造業、観光業等が発展し、地域経済を支えている。農業は、日本一の規模を誇る牧之原大茶園で生産されるお茶を中心にトマト、レタス、いちご、水稲、バラ、みかん、ガーベラ等多彩な農作物が生産され、本市の重要な産業となっている。

しかし、嗜好の多様化によるリーフ茶消費量の減少、茶価の低迷、米やみかんの消費減少が農業経営を圧迫し、基幹的農業従事者の高齢化や後継者不足、離農や非農家の相続に伴う荒廃農地の増加等、本市の農業を取り巻く情勢は厳しい状況が続いている。

また、近年では様々な分野でSDGsの実現に向けた取組が求められている中で、農業分野においても持続可能な農業の推進に対する必要性・重要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、本市農業の振興を図るため、牧之原茶園の再整備プランの推進等、農業生産基盤の整備や荒廃農地対策等により優良農地の確保・保全を図るとともに、法人の農業参入の推進等新たな担い手の確保・育成と人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、農業の6次産業化、主要農産物のブランド化、スマート農業への対応等により農業経営の競争力強化を図るとともに、地産地消、食農学習等により消費拡大を積極的に推進する。併せて、富士山静岡空港をはじめとする交通拠点機能やKADODE OOIGAWAを活かし、国内外への情報発信や物流促進、観光等他産業との連携を推進する。

これらの農業振興を推進するためには、地域の特徴を生かす必要があるため、地域の話合いを活性化し、住民の意見が集約された地域農業の設計図となる「人・農地プラン」の作成を積極的に進めていく。

こうした農業振興施策を着実に遂行するため、市域のうち、都市計画法に基づく用途地域、ゴルフ場及び北西部の国有林地帯等を除く地域を農業振興地域として維持する。また、農業振興地域制度の適切な運用を図り、土地改良事業等の受益地や団体的農地等の優良農地については積極的に農用地区域に設定し、これを適切に確保・保全する。特に、国営牧之原用水農業水利事業等の受益地である牧之原台地の樹園地及び国営大井川用水農業水利事業等の受益地である平坦部に広がる水田は、優良農地として確保・保全することを基本とし、農業生産基盤整備及び農業近代化施設整備を積極的に推進する。

なお、都市的土地利用の需要に対しては、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、農業上の利用に支障が少ない地域に誘導する等、周辺環境との調和がとれた秩序ある計画的な土地利用を図る。

以上の構想に基づく用途別利用と推移の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

	農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計
現在 (令和3年)	3,677.6 (16.2)	18.1 (0.1)	14,518.0 (63.9)	4,497.7 (19.8)	22,711.4 (100)
目標 (令和13年)	3,667.6 (16.1)	18.1 (0.1)	14,518.0 (63.9)	4,507.7 (19.8)	22,711.4 (100)
増減	△10.0			10.0	

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 ( )内は構成比である。

3 △は：マイナス

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本域内にある現況農用地約3,678haのうち、a～cに該当する農用地約2,931haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
  - ・農業用排水施設の新設または変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
  - ・区画整理
  - ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
  - ・客土、暗渠排水、深耕、レキの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
  - ・産地形成の観点から確保することが必要な土地（お茶や果樹等の生産を補完する採草放牧地等）
  - ・優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要な農地（市単独事業や組合施行の土地改良事業の施行地等）
  - ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要な土地（開墾予定地等）
  - ・環境保全の観点等から確保することが必要な農地（一般住民の農業理解を深めるための市民農園等）

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (i) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、商店工場等の施設、それらに介在する農業用施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で団地規模が概ね1ha未満の土地
- (ii) 自然的な条件から見て農業近代化を図ることが相当でないと認められる農地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設について、農用地区域に設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域に設定する方針とした現況農用地に介在する又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設について、農用地区域に設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の森林・原野等のうち、現況農用地に介在又は隣接するものであって、特に本市の特産作物であるお茶を良好な状態で管理保全するために、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地について、農用地区域に設定する。

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考
山林	北部地区	私有地	69.7	保全	
〃	中部地区	〃	35.0	〃	
〃	東部地区	〃	15.3	〃	
〃	南部地区	〃	2.2	〃	
〃	西部丘陵地区	〃	10.9	〃	
計			133.2		

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合あり。

(2) 農業上の土地利用の方向

本市を、北部地区(A地区:川根地区・島田伊久身地区)、中部地区(B地区:島田大長地区・大津地区)、東部地区(C地区:島田六合地区)、南部地区(D地区:島田初倉地区)、西部丘陵地区(E地区:金谷山間丘陵地区)及び西部平坦地区(F地区:金谷平坦地区)に大別し、各地区の農業上の土地利用の方向について以下に示す。

ア 農用地等利用の方針

本市では、南部地区・西部丘陵地区の牧之原台地や北部地区の中山間農業地域を中心に広域でお茶が栽培され、全国的にも有名な茶産地となっているほか、水稻、レタス、みかん、バラ、ガーベラ、いちご等の多様な農作物が生産されている。

北部、中部、東部及び西部丘陵地区の山間地の樹園地は、大半が傾斜地で、農道等の整備も遅れており、生産面で不利な条件にある。また、農業従事者の高齢化、地域農業の担い手不足が深刻化しており、これまでのような農業生産活動の維持が困難な状況となっている。このことから、農道等の整備や地域住民のための生活環境施設の整備を進めるとともに、島田茶・金谷茶・川根茶それぞれの特徴を生かしたブランド化の推進・確立や、より安定した収入を得られる農産物の導入等による複合経営の推進、観光産業との連携によるグリーンツーリズム等により、農山村の振興を図る。また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業等の取組により、荒廃農地の発生防止に取り組み、農地と農村景観の保全を進



める。西部丘陵地区を中心に残る伝統農法で、平成25年に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」についても、その保全・継承と知名度の向上や消費の拡大を支援する。

平坦地の水田については、多くの地区では場整備等による農業生産基盤の整備が完了している。今後も農業用排水施設の更新整備や農道の拡幅、補修等の整備による農地の効率的利用を進めるとともに、市街地近郊という立地を活かして、市民農園や観光農園等、都市と農村の交流事業等にも取り組む。

南部地区及び西部丘陵地区の牧之原台地一帯の茶園については、かんがい施設が整備されている。今後は、生産コストや労働時間の削減にむけた茶園基盤の整備や乗用型茶園管理機の導入等の機械化の推進を図り、効率的な茶園管理のもと優良茶園地帯として維持発展を図る。

また、中部、東部、南部及び西部丘陵地区・平坦地区の農業用排水施設が整備された優良水田地帯では、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、水田の生産所得向上を目指すため、特産のレタス、シソ、施設野菜、花きの振興を図る。

なお、都市的土地利用の需要に対しては、土地改良事業等の受益地や集团的農地等の優良農地の確保を基本に、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、農業上の利用に支障が少ない地域に誘導する等、周辺環境との調和がとれた秩序ある計画的な土地利用を図る。

以上の基本的な考え方に基づく地区別の農用地等利用の方針は次のとおりである。

#### (ア) 北部地区（A地区）

本地区は、山間地の急傾斜地が大半を占め、主にお茶が生産されているが、全体的に農道等の整備が遅れるとともに、農業従事者の高齢化や担い手不足により、これまでのような農業生産活動の維持が困難となり、荒廃農地が増加している。また、伊久美川や家山川等の支川沿いの一部の平坦部は水田として利用され、ほ場整備事業等により農業生産基盤の整備がされたところもある。

山間地の茶園については、茶園の共同管理やその組織化を推進するとともに、経営の安定化を図るため、効果的な複合経営への取組を支援する。また、地域の特性を生かした有機栽培（碾茶、煎茶）の導入や特色ある製法、栽培の研究を推進する。

荒廃農地については、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約により、発生の防止に努めるとともに、解消が困難な農地については、周辺農地の農業上の利用に支障がない範囲で、地域の実情に応じた対策を検討し、実施していく。また、中山間地域等直接支払事業等の活用により、農業生産活動を維持し、優良農地の確保と農村環境・景観の保全を図る。

平坦部の水田では、多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域ぐるみの活動により、農村環境と景観の保全を図る。

また、このような取組を通して保全された美しい自然環境や農村景観を活用し、農泊や都市と農村との交流事業等により農山村の振興を図る。

(イ) 中部地区（B地区）

本地区の山間地は急傾斜地が多く、主にお茶とみかんが生産され、農道等の整備が進められている。平坦地は、ほ場整備事業等により農業生産基盤が整備され、特に、神座地区は、農業用排水施設が整備された集団的な優良農地であり、水田とみかん等の樹園地として利用されている。

山間地においては、農道の整備や機械化等により生産性の向上と農作業の省力化を推進しながら、優良品種への更新等により競争力の強化を図る。また、お茶やみかんだけでなく、新たな地域特産物の生産・直売や市街地住民との都市農村交流を推進する。急傾斜地で生産条件の不利な地域については、中山間地域等直接支払事業等を活用して、農業生産活動を維持し、農地を保全する。

また、平坦地では、農業用排水施設の補修・整備による施設の長寿命化や農道の拡幅等を一層進め、農地利用の効率化を図る。

(ウ) 東部地区（C地区）

本地区北部の山間地は、主にお茶が生産されているが、農道等の整備が遅れている。また、南部の平坦地は、岸町、細島地区を中心にほ場整備事業の実施や農業用排水施設等の整備がされた優良農地であり、水稻や花き等が生産されている。

北部の山間地では、農道等の整備を積極的に進め、農地の効率的利用を図る。

南部の平坦地では、花き栽培等を推進するとともに、市民農園や食農学習等の取組を通して、都市と農村の交流を進めていく。

また、国道1号や市道岸元島田線等の主要道路やJR六合駅等、交通状況が良好であることから、都市的土地利用の需要が高い地区である。このような非農業的土地利用に対しては、周辺環境と調和に配慮した計画的な秩序ある土地利用を図り、保全すべき農地を明確にし、集団性を保っていく。

(エ) 南部地区（D地区）

本地区西部の牧之原台地は県内でも有数のお茶の生産地であり、畑地かんがい施設や農道等が整備されている。今後は、国・県等の補助制度を活用した土地基盤整備の推進や作業効率を考慮した乗用型茶園管理機の導入等、生産コストや労働時間の削減に向けた茶園基盤の整備や機械化を図り、効率的な茶園の管理を推進する。また、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の保全を図る。

本地区東部の平坦地は、主に水田として利用され、ほ場整備事業の実施や農業用排水施設

等の整備がされている。また、水田の裏作としてレタスが生産され、農地の高度利用が図られている。なお、当市の冬レタスは野菜生産出荷安定法による野菜指定産地に指定されている。今後は、新たな担い手を確保するとともに、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、レタス栽培の省力化による作付面積の拡大を図り、高品質多収生産技術の確立を目指す。

さらに、本市農業の中核的な地区として、富士山静岡空港や東名高速道路のIC等の主要な交通拠点機能を活かした販路の拡大を推進する。また、都市的土地利用の需要に対しては、優良農地の確保を基本とし、周辺環境と調和がとれた計画的な土地利用を図る。

#### (オ) 西部丘陵地区（E地区）

本地区北部は、山林が大部分を占め、緩傾斜地で主にお茶が生産されているが、農道等の整備は遅れている。地区北部の大代川・西部の菊川河川沿いの平坦地は、主に水稻が栽培され、ほ場整備事業等により農業生産基盤が整備されている。地区南部の牧之原台地とそれに連なる傾斜地は、畑地かんがい施設や農道等の農業生産基盤が整備された優良農地であり、地区南部の牧之原台地とともに県内有数のお茶の生産地となっている。

このようなことから、本地区北部では、農道等の整備を進め、通作条件の向上等を図るとともに、作業効率を考慮した乗用型茶園管理機の導入等、生産コストや労働時間の削減に向けた茶園基盤の整備や機械化を図り、効率的な茶園の管理を推進する。また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、農業生産活動を維持し、農地を保全する。

河川沿いの平坦地では、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を進める。また、地区北部の大代川沿いの平坦地については、観光資源を活用し、都市と農村の交流による農山村振興を図る。

牧之原台地及びその傾斜地は、農道の拡張等により通作条件の向上を図るとともに、作業効率を考慮した乗用型茶園管理機の導入や防霜ファンの設置等、生産コストや労働時間の削減に向けた茶園基盤の整備や機械化を図り、効率的な茶園の管理を推進する。今後も引き続き、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を推進し、茶園の保全を図る。一方、これから増加が見込まれる富士山静岡空港へのアクセス道路等の交通網や、商業施設・集客施設の整備等の都市的土地利用の需要に対しては、優良農地の確保を基本とし、周辺環境と調和がとれた計画的な秩序ある土地利用を図る。

(カ) 西部平坦地区 (F地区)

本地区は、南部を中心にほ場整備事業の実施や農業用排水施設等の整備がされた優良な水田地帯もあるが、五和地区の中心地であり宅地と田畑の混在がみられ、農地の連続性が低い区域も多い。また、新東名高速道路島田金谷ICが開設され、新たな賑わい交流拠点となるKADODE OOIGAWAがオープンする等、都市的土地利用の需要が高まっている。

このような状況を踏まえ、島田金谷ICやKADODE OOIGAWAへの近接性を活かした観光農園等の利用を促進するとともに、地域住民の農業に対する意識啓発を進め、地域ぐるみの農地保全・活用の取組を推進する。

なお、都市的土地利用の需要に対しては、優良農地の確保を基本とし、周辺環境と調和がとれた計画的な秩序ある土地利用を図り、農地の集団性を確保する。

表 農用地区域面積の見通し

単位：ha

		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
北部地区 (A地区)	現況	498.90	17.69	—	1.77	518.36	69.75
	将来	498.90	17.69	—	1.77	518.36	69.75
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
中部地区 (B地区)	現況	373.27	4.31	—	1.52	379.11	34.97
	将来	373.27	4.31	—	1.52	379.11	34.97
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
東部地区 (C地区)	現況	157.96	0.00	—	0.68	158.64	15.32
	将来	157.96	0.00	—	0.68	158.64	15.32
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
南部地区 (D地区)	現況	808.90	0.12	—	5.89	814.92	2.17
	将来	808.90	0.12	—	5.89	814.92	2.17
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
西部丘陵地区 (E地区)	現況	925.78	15.45	—	6.53	947.75	10.95
	将来	925.78	15.45	—	6.53	947.75	10.95
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
西部平坦地区 (F地区)	現況	128.57	0.00	—	1.66	130.23	0.00
	将来	128.57	0.00	—	1.66	130.23	0.00
	増減	0.00	—	—	0.00	0.00	—
合計	現況	2,893.38	37.57	—	18.05	2,949.01	133.16
	将来	2,893.38	37.57	—	18.05	2,949.01	133.16
	増減	0.00	0.00	—	0.00	0.00	0.00

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 北部地区（A地区）

本地区の農用地は、河川沿いの平坦地と山間地・傾斜地に大別される。

地区の大部分を占める山間地・傾斜地の農用地は樹園地として利用され、主にお茶が生産されている。お茶はこの地区の主要な農作物であり、今後も、農地の集団性を確保し、樹園地としての利用を続けるとともに、効率的な複合経営への取組を支援し経営の安定化を目指す。

河川沿いの平坦地の農用地は、主に水田として利用されており、今後も、水源かん養や洪水防止、生態系の保全等の農地が持つ多面的機能を発揮するためにも、水田としての利用を続ける。

### (イ) 中部地区（B地区）

本地区の農用地は、河川沿いの平坦地と山間地・傾斜地に大別される。

河川沿いの平坦地の農用地は、ほ場整備事業により整備され、主に水田として利用されている。神座地区の平坦地の農用地は各種農業生産基盤事業により整備された優良農地であり、主にみかんの樹園地として利用されている。今後も農地の集団性を確保し、樹園地として利用する。その他の地区については、引き続き水田として利用する。

山間地・傾斜地の農用地は、樹園地として主にお茶とみかんが生産されており、今後も樹園地として利用する。

### (ウ) 東部地区（C地区）

本地区の農用地は、山間地・傾斜地と平坦地に大別される。

山間地・傾斜地の農用地は、お茶が生産され、今後も樹園地として利用する。

平坦地の農用地は、国営大井川用水農業水利事業によるかんがい排水整備事業等の農業生産基盤が整備されており、主に水田として利用されている。今後は、施設の適切な維持更新に努めるとともに、農用地の集団性を確保し、水田としての高度利用を推進する。

### (エ) 南部地区（D地区）

本地区の農用地は、地区西部の牧之原台地と地区東部の平坦地に大別される。

牧之原台地の農用地は、主に樹園地として利用され、本市の茶業の主力となっている。国営牧之原用水農業水利事業等による多目的かんがい施設等の農業生産基盤が整備された優良農地であり、今後も集団性を確保し、樹園地として利用する。

平坦地の農用地は、国営大井川用水農業水利事業によるかんがい排水整備事業等の農業生産基盤が整備されており、主に水田として利用され大部分の農地で水稻だけでなく、裏作としてレタス等の生産が行われている。引き続き、施設の適切な維持更新に努めるとともに、農用地の集団性を確保し、水田としての高度利用を推進する。

(オ) 西部丘陵地区 (E地区)

本地区の農用地は、地区の中央部から南部に広がる牧之原台地と北部の山間地、そして地区を縦断する河川沿いの平坦地に大別される。

牧之原台地及び北部の山間地の農用地は茶園として利用されている。牧之原台地は、南部地区とともに本市の茶業の主力となる地域で国営牧之原用水農業水利事業等による農業生産基盤が整備された優良農地であり、引き続き、施設の適切な維持更新に努めるとともに、樹園地として集団性を確保する。

北部山間地は大部分が傾斜地であり、小規模な茶園を維持してきたが、後継者不足や茶価の低迷等厳しい環境が続く茶園の維持が難しくなっており、地元農家の中には、お茶の転作としてユーカリ、サカキ等の枝物に取り組んでいる者もある。今後は、担い手への農地の集積・集約化や茶園管理の共同化、組織化、他作物との複合経営の推進により、荒廃農地の発生を防止し樹園地として利用する。

河川沿いの平坦地の農用地は、主に水田として利用され、ほ場整備事業等が行われたところもあり、レタス等の野菜に取り組む農家もみられる。今後も、水源かん養や洪水防止、生態系の保全等の農地が持つ多面的機能を発揮するためにも、農用地としての適切な利用を続ける。

(カ) 西部平坦地区 (F地区)

本地区の農用地は、主として水田として利用され、大部分が国営大井川用水農業水利事業等による農業用排水施設等が整備されており、引き続き、施設の適切な維持更新に努めるとともに、農用地の集団性を確保し、水田としての利用を継続する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域内の農用地約2,931haのうち約76%が樹園地、約21%が水田、残りの3%が畑と採草放牧地となっている。

樹園地のほとんどが茶園で、南部地区及び西部丘陵地区に位置する牧之原台地の茶園は、国営牧之原用水農業水利事業等による農業生産基盤の整備が進められ、集団性が極めて高い優良農地である。

一方で、北部及び東部地区の茶園は小区画で分散している上、不整形な茶園が多く園地内農道の整備が不十分なため、乗用型茶園管理機の導入や農業資材のスムーズな搬入、搬出等が容易ではない。また、北部地区の山間地は、農道等の整備も遅れている。

今後も引き続き、農業水利施設等の適正な管理・更新による長寿命化を図るとともに、国・県等の補助制度を活用した農地基盤整備や改植又は畝変えによる茶園の整備等、生産コストや労働時間の削減に向けた茶園基盤の整備を推進する。

平坦部の水田については、ほ場整備事業等による農業生産基盤の整備が進んでいる。東部・南部・西部地区の平坦地では、国営大井川用水農業水利事業等により農業用排水施設が整備されているが、一部で施設の老朽化がみられ、補修等により維持・更新、長寿命化を図っている。

今後も引き続き、老朽化した農業用排水路等の更新整備や補修による施設の長寿命化等を推進する。

#### (1) 北部地区（A地区）

本地区は、大半が山間地の傾斜地で、主にお茶が栽培されている。抜里地区や家山地区の一部の茶園では、農業構造改善事業や農地開発事業等による農地造成やほ場整備事業等により農業生産基盤が整備され集団化しているものの、大部分は山間の傾斜地に造成された小規模分散型の農地で、農道等の整備も遅れている。伊久美川や家山川等の支川沿いの一部の平坦部の水田では、ほ場整備事業等による農業生産基盤の整備が進められてきた。

今後も農道等の適正な維持管理や新たな整備により通作条件の向上を図っていくとともに、農業用排水施設の整備や乗用型茶園管理機の導入に対応したほ場整備事業等を推進する。また、農地災害対策に取り組み、農地を保全し、農村環境を維持する。

#### (2) 中部地区（B地区）

本地区の山間地は急傾斜地が多く、主にお茶とみかんが栽培され、農道等の農業生産基盤の整備が進められている。神座地区や相賀地区、落合地区等の平坦地は、ほ場整備事業等が行われた優良農地である。また、国営かんがい排水事業（大井川用水2期）により、大津・大長地区に

においても大井川用水を利用できるようになった。

今後も、落合地区における農地中間管理事業と連動した基盤整備等、生産コストや労働時間の削減に向けた取組を推進するとともに、これまでに整備された農道や農業用排水施設の更新整備や補修による長寿命化等施設の適切な維持管理を推進する。

### (3) 東部地区（C地区）

主にお茶が生産されている本地区北部の山間地は、農道等の整備が遅れているが、東光寺地区では令和6年度の完成を目指し、農道東光寺岸線の整備が進んでいる。また、南部の平坦地は、岸町、細島地区を中心にはほ場整備事業や国営大井川用水農業水利事業等による農業用排水施設等が整備されている。

今後も、北部の山間地では、農道等の整備を計画的に進め、通作条件の向上を図り、南部の平坦地の水田については、老朽化した農業用排水路等の更新整備や補修による長寿命化等の施設の適切な維持管理を推進する。

### (4) 南部地区（D地区）

本地区西部の牧之原台地は、県内でも有数のお茶の生産地であり、国営牧之原用水農業水利事業等により畑地かんがい施設、農道、農業用排水施設等の整備が進められてきた。また、湯日地区や大柳地区等でも農業生産基盤の整備が進められてきた。本地区東部の平坦地は、主に水田として利用され、ほ場整備事業や国営大井川用水農業水利事業等による農業用排水施設等が整備されている。

今後も、西部の牧之原台地における機能低下が顕著なかんがい施設等の補修や、東部の平坦地における老朽化した農業用排水路等の更新整備や補修による長寿命化等の施設の適切な維持管理を推進する。

### (5) 西部丘陵地区（E地区）

本地区北部は、山林が大部分を占め、緩傾斜地で主にお茶が栽培されているが、農道等の基礎的な農業生産基盤の整備は遅れている。地区北部の大代川等河川沿いの平坦地は、主に水稲が栽培され、ほ場整備事業や国営大井川用水農業水利事業による農業用排水施設等が整備されている。地区南部の牧之原台地とそれに連なる傾斜地は、国営牧之原用水農業水利事業等による畑地かんがい施設、農道、排水施設等の農業生産基盤が整備された優良農地であり、南部地区の牧之原台地とともに県内有数のお茶の生産地となっている。

今後は、切山地区、諏訪原地区における県営経営体育成樹園地再整備事業による基盤整備を計画的に推進する。また、牧之原畑総や関係市等で組織された牧之原茶園の再編整備プラン推進協議会の再編整備プランの推進により、牧之原台地及びその傾斜地において、老朽化し機能低下が顕著なかんがい施設等の補修や、乗用型茶園管理機の導入に対応した基盤整備事業等、



生産コストや労働時間の削減に向けた茶園基盤の整備を推進する。

(6) 西部平坦地区（F地区）

本地区は、ほ場整備事業や国営大井川用水農業水利事業による農業用排水施設等の農業生産基盤が整備された優良な水田地帯である。現在実施中及び計画されている基盤整備事業はない。今後は、老朽化した農業用排水路等の更新整備や補修による長寿命化等の施設の適切な維持管理を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営経営体育成樹園地再編整備事業（東光寺岸）	農道 L=4,193m	東部 C	33.2	1	H24～R 6 1,039,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（牧之原）	水管理システム更新1式	西部丘陵 E	5,145	2	R 2～R 6 161,500千円
県営経営体育成樹園地再編整備事業〈機構関連型〉（切山）	区画整理 A=11.3ha	西部丘陵 E	11.3	3	R 3～R 7 287,000千円
県営経営体育成樹園地再編整備事業〈担い手育成型〉（諏訪原）	区画整理 A=7ha	西部丘陵 E	7	4	R 3～R 7 202,500千円
県単経営体育成基盤整備事業〈機構関連型〉（落合）	区画整理 A=13.5ha	中部 B	13.5	5	R 4～R 8

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、地球温暖化防止、国土保全、自然環境保全、水源かん養、景観形成等の多面的な機能を有している。

農業生産基盤の整備及び開発にあたっては、島田市森林整備計画やその他林業振興施策との調整を図り、無秩序な森林の開発につながらないよう配慮する。また、農道の整備にあたっては、林道との連続性を考慮した整備を進め、農作業と森林施業の一体的な生産性の向上を図る。

4 他事業との関連

治水事業は、農地と農村集落の保全の観点から必要不可欠な事業であり、今後、治山事業と連携して北部地区の明平、中平、中部地区の相賀、尾川の一部及び東光寺地区の天津谷川の支線のえん堤を整備する。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農業は、食料の安定供給に加え、その生産活動を通じて、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮している。農村には、農地、農業用排水路等が存在し、適切に維持管理されることによってその機能は発揮されるが、担い手の不足や農産物価格の低迷等により、荒廃農地の増加が続いている。

今後も荒廃農地の増加が懸念される中で、農業委員会を中心に荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を進める。また、将来にわたり市民の共有財産である農地、農業用水等の資源の保全を図るため、多面的機能支払交付金事業を活用した地域ぐるみでの農地や農村景観等の保全活動を幅広く展開する。また、市内でも多くの地域が取り組んでいる「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による、農山村がもつ地域資源を活用した取組を推進し、農地の維持・保全を図っていく。

山間地の農地については水源かん養等、多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業の活用により、農地の保全や農業生産活動の維持に向けた取組を推進していく。

市街地周辺の荒廃農地については、市民農園や一般市民への食農学習や農業に対する意識啓発の場としても活用し、荒廃農地の発生防止を推進する。

そのほか、地すべり対策や農地防災ダム、ため池整備等の農地保全のための対策事業を行っており、今後も、農地の保全に向け必要となる対策事業を的確に推進する。

## 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
県営地すべり対策事業 (神谷城 2期)	地下水排除工 1式 抑止杭工 1式	西部丘陵 E	393.6	1	H28～R 5 261,300千円
多面的機能支払交付金 (東町)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	東部 C	36.0	2	R 4～R 8 9,000千円
多面的機能支払交付金 (抜里)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	北部 A	38.5	3	R 4～R 8 6,000千円
多面的機能支払交付金 (葛籠)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	北部 A	6.8	4	R 4～R 8 1,000千円
多面的機能支払交付金 (神座)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動) 資源向上支払 (長寿命化)	中部 B	73.0	5	R 4～R 8 20,000千円
多面的機能支払交付金 (大草)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	中部 B	25.3	6	R 4～R 8 5,000千円
多面的機能支払交付金 (湯日)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動) 資源向上支払 (長寿命化)	南部 D	280.0	7	R 4～R 8 69,000千円
多面的機能支払交付金 (越地)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	北部 A	3.6	8	R 4～R 8 1,000千円
多面的機能支払交付金 (初倉牧之原)	農地維持支払 資源向上支払 (長寿命化)	南部 D	230.0	9	R 4～R 8 46,000千円
県営防災ダム事業 (大代)	ダム管理機器更新 1式	西部丘陵 E	395.6	10	H29～R 5 370,000千円
県営地すべり対策事業 (松島 2期)	地下水排除工 1式 抑止工 1式	西部丘陵 E	234.2	11	R 元～R 7 148,000千円
多面的機能支払交付金 (東光寺)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	東部 C	15.0	12	R 2～R 6 3,000千円
中山間地域等直接支払 交付金	協定締結集落数：15集落	北部 A 西部丘陵 E	87.0	13	R 2～R 6 5,059千円
多面的機能支払交付金 (金谷)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	西部丘陵 E	269.0	14	R 4～R 8 54,000千円
多面的機能支払交付金 (上野田・落合)	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動)	中部 B	40.0	15	R 3～R 7 9,000千円
県営ため池等整備事業 (ため池群 (大井川水 系))	ため池 2箇所	中部 B	19.0	16	R 4～R 6 216,000千円
県営ダム整備事業 (大代川農地防災ダム)	ダム耐震補強	西部丘陵 E	396.0	17	R 4～R 8 900,000千円

### 3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理が不十分な農用地の機能低下を防止するため、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用状況調査・利用意向調査により荒廃農地の状況を把握し、積極的に農地所有者への働きかけを行うとともに、農地の活用方法等を指導する。

また、農用地情報管理システムを活用し、各種の農地情報を図面上で一元管理し、担い手等に対して必要な農地情報を迅速かつ正確に分かりやすく情報提供できる体制を整える。さらに、農地中間管理事業等を活用し、担い手となる認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を推進することにより農地としての有効利用と荒廃農地の発生防止を図る。

平坦地に比べ、農業の生産条件が不利な中山間地域等においては、中山間地域等直接支払事業における集落協定の締結促進及び協定締結農用地の面積拡大に関する取組等により、適切な農業生産活動を維持し、荒廃農地の発生防止を図る。また、茶園の共同管理やその組織化、効果的な複合経営への取組を推進する。

市内全域で鳥獣被害が深刻化し、荒廃農地化する一因になっていることから、島田市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊及び猟友会と連携しながら、防護柵等設置による「被害防除」、集落環境診断・整備による鳥獣が寄りつかない「生息環境管理」、猟友会を中心とした捕獲による「有害鳥獣駆除」の3つの被害防止対策を推進していく。

さらに、多面的機能支払交付金事業や荒廃農地解消対策等の制度を積極的に活用し、荒廃農地の発生防止と解消に取り組み、農用地等の保全を図るほか、荒廃農地を市民農園や観光農園として再生利用して市民の農業に対する意識啓発と地域の活性化、都市農村の交流に向けた取組を継続する。

また、平成25年5月に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」を、今後も生物多様性を維持する伝統的な農法として保全継承するとともに、各種イベント等を通し茶草場農法で生産されたお茶の魅力を国内外に広くPRし、知名度の向上や消費の拡大に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全のための取組にあたっては、島田市森林整備計画やその他林業振興施策との調整を図り、森林環境譲与税を活用して森林環境の保全等に努める。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、茶をはじめ、トマト、レタス、いちご、水稻、バラ、みかん、ガーベラ等地域の特色を活かした農業経営が行われているが、農業従事者の高齢化や後継者の減少が進んでいる。

そのため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、他産業従事者と同等の労働時間で同等の所得を確保できる農業経営の確立を図り、企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農家や組織等の農業経営体を地域農業の中心的な担い手として育成する。さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成し、本市農業の持続性のある発展を目指す。

具体的には、地域の優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者並の年間労働時間(農業従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)により、他産業との同等の年間農業所得(1経営体あたり概ね800万円程度(川根地区については概ね650万円程度))を得られる魅力ある農業経営を確立し、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う構造を確立することを目標とする。

なお、効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、優良な農業経営の実態等を踏まえ、次ページに示す20類型とした。

## (平地農業地域)

経営類型	目標規模 (a)	作目構成	戸数 (経営体数)	必要面積 (ha)
茶(生葉・共同工場)	430	茶430a	82	352.6
茶(自園自製兼買葉)	300(650)	茶300a(買葉650a)	25	75
茶(農地所有適格法人)	1,600	茶1,600a	14	224
茶+水稻	430	茶250a+水稻180a	40	172
茶+果樹(みかん、キウイフルーツ)	300	茶200a+温州みかん(露地)100a	35	105
茶+花き(バラ、ガーベラ、トルコギキョウ)	170	茶150a+花き20a	25	42.5
茶+施設野菜(チンゲンサイ、いちご、キュウリ)	170	茶150a+チンゲンサイ20a	17	28.9
茶+レタス+水稻	460	茶200a+レタス130a+水稻130a	95	437
花き(バラ、ガーベラ、トルコギキョウ)	40	バラ40a	20	8
施設野菜(キュウリ、いちご、トマト)	40	トマト40a	20	8
肉牛(乳雄肥育)+茶	150	乳雄肥育経営120頭(常時)+茶150a	5	7.5
肉牛(肉専用種)+茶	150	肉専用種肥育経営50頭(常時)+茶150a	5	7.5
酪農	300	経産牛40頭、育成牛20頭、草地面積3ha	1	-

## (中山間地域)

経営類型	目標規模 (a)	作目構成	戸数 (経営体数)	集約化目標 面積(a)
茶(生葉、共同工場)	300	茶300a	15	45
茶(自園自製)	250	茶250a	5	12.5
茶(自園自製自販)	250	茶250a	5	12.5

## (中山間地域(川根地区))

経営類型	目標規模 (a)	作目構成	戸数 (経営体数)	集約化目標 面積(a)
茶(共同)	230	茶230a	10	23
茶(自園自製)	150	茶150a	10	15
茶+しいたけ	150	茶150a+菌床しいたけ10,000個	13	26
茶+自然薯	200	茶150a+自然薯50a	3	6

注) 資料：島田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

高齢化・後継者不足はもとより産業構造・就業構造の変化に伴い、販売農家戸数は平成17年から27年で2,543戸から1,748戸まで減少している。このうち兼業農家は第1種・第2種合わせて2,112戸から1,230戸に減少しており、担い手不足による荒廃農地の増加や農地利用の低迷が懸念されている。その一方で、認定農業者をはじめ、規模拡大やスマート農業導入による生産性の向上により経営の安定と発展に取り組む意欲的な農業経営体も存在している。

このようなことから、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等の活用を推進し、意欲的な農業経営体への農地の集積・集約化による農業経営の拡大と効率化を進める。また、法人化による企業的な経営を展開するビジネス経営体の活動支援等により、力強い経営体を育成する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 関係機関との連携及び指導等の体制

農業委員会、JA大井川、農林事務所等と市が、十分な相互連携のもとで適切な支援を行うための体制として設置された「島田市担い手育成総合支援協議会」が中心となり、本市農業の方向と課題解決の方法を検討するとともに、認定農業者等への指導・情報提供や新規参入者の就農支援、荒廃農地解消対策等担い手の経営改善・発展に向けた取組・活動等を支援する。

(2) 農地の集積・集約化に関する方法

規模拡大等に意欲的な農業経営体に対して、農業委員等による掘り起こし活動を強化する。また、農地の貸し手と借り手に関する情報を一元化して両者のマッチングを行い、利用権設定等を推進する。さらに、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等を積極的に推進し、農地の集積・集約化を図る。

(3) 農業経営体の育成方針

農業経営改善計画認定制度や青年等就農計画の認定制度を活用し、意欲的な農業経営体の経営規模の拡大や資本装備の充実、スマート農業等の取組を積極的に支援し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努める。

企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農業経営体については、法人化、さらにはビジネス経営体への誘導を図るとともに、企業等の農業への参入を支援し地域における新たな担い手として育成する。また、新規学卒就農者、Uターン就農者等新たに農業経営を営もうとする人に対し、就農に関する情報発信、就農相談、経営技術習得研修や就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援し、地域における新たな担い手として育成する。



#### (4) 認定農業者制度の推進

農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、農地の集積・集約化、資金の貸付け、その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を重点的に実施する。また、既に認定を受けている者には、機械設備等への市単独補助事業の活用等、農業経営改善計画の目標達成に向けた取組を支援し、新たな計画の更新につなげ、経営の更なる充実を目指す。

また、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への積極的な育成支援や経営指導等のフォローアップにより、認定農業者への計画的な誘導を推進する。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本地域の農業は、お茶の専作経営とお茶に水稻、レタス、みかん、バラ、ガーベラ、いちご等を組み合わせた複合経営により、多彩な作物が栽培されている。

家族経営が大部分を占めており、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、他産地との競合、お茶をはじめとする消費・販売価格の低迷等、農業を取り巻く厳しい環境が続いているものの、マーケティングに基づく農業生産や加工販売に取り組む企業的な経営を志向する農家や、都市との交流により販路拡大を図る農家、有機抹茶等付加価値の高い農産物を栽培・加工する農家、お茶におけるスマート農業技術の導入の実証プロジェクトに取り組む農業経営体等多様な展開も見られる。

農業を取り巻く厳しい環境が今後も続く想定されるため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進等、農作業の省力化や生産性向上、農業経営の高度情報化に向けた取組を研究していく。また、安全・安心な農作物の生産のため、生産工程を適切に管理するGAP(農業生産工程管理手法)等の取組を進めるとともに、有機栽培等の環境への負荷が少なく、持続性の高い環境保全型農業の推進に必要な施設・機械の整備を進める。

さらに、緑茶・農業・観光の体験型フードパークをコンセプトとするKADODE OOIGAWA等を拠点に、市内の多彩な農産物、豊富な水等の地域資源をいかした「食と農」に関連したビジネスを創出し収益性の高い農業経営を展開するため、農業者が行う農産物の加工、直販、観光農業等6次産業化の取組を促進する。

このような基本的な考え方に基づく作目別の施設整備等の方向は次のとおりである。

#### (1) 水稻

本市の水稻は、消費者の嗜好を反映し、「コシヒカリ」、「きぬむすめ」、「あいちのかおり」を中心に栽培されている。また、実需者の用途に対応した飼料用米や米粉用米、酒米等の栽培が一部の地区で取り入れられている。

本市の水田は、大井川用水農業水利事業により、大部分の平坦地で農業用排水施設が整備されているが、農家一戸当たりの平均水田面積が45a程度(2020年農林業センサス)と極めて小規模であり、生産調整の拡大に伴い、作付面積、収穫量は年々減少している。

また、水稻の国内需要は年々減少し、品種等に対する消費者の趣向もより多様化している。

こうした状況を踏まえ、安全・安心で特徴のある米づくりを展開するため、消費者のニーズや用途に応じた品種の選定や減農薬減化学肥料への取組を進めるとともに、レタス等の高収益作物の栽培等農地の高度利用を前提とした農業用機械の共同利用や作業受委託の促進等効率的な生産体制を確保する必要がある。

## (2) 野菜（レタス、キュウリ、トマト、チンゲンサイ、いちご、自然薯）

本市では、温暖な気象条件や恵まれた地理的条件を活用して施設野菜や露地野菜を生産している。お茶との複合経営が主体であり、お茶の価格低迷による所得減少や厳しい産地間競争、高齢化、後継者不足が深刻化している。

今後も野菜生産地として維持していくため、経営規模の拡大を図るとともに、共同育苗施設や集出荷貯蔵施設の整備・充実や高度環境制御等ICTを活用した技術の積極的な導入により、高品質で安定的な農作物の生産と管理作業の省力化等を進める。

また、施設野菜農家を中心に経営への負担となっている原油価格の高騰や、地球温暖化に対応するため、ヒートポンプ等を活用した省エネルギー設備や技術の導入等を推進する。

加えて、消費者の食の安全・安心志向に応えるため、GAP（農業生産工程管理手法）やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の取組も強化していく。

## (3) しいたけ

菌床生しいたけは、茶業との複合経営として取り組まれている。限られた資本力や労働力の中で、安定した生産を目指すため、品種の選定と生産技術の向上に取り組む。

また、消費者の健康志向・本物志向の中で、原木しいたけ栽培に取り組む生産者も見られ、栽培施設や出荷調整施設等、必要な設備・施設の導入を推進する。

さらに、乾しいたけ、漬物等への加工販売等、6次産業化への取組もあわせて推進していく。

## (4) 茶（生葉、荒茶）

お茶は、本市の農業産出額の約6割を占める（平成30年市町村別農業産出額（推計）の「工芸農作物」と「加工農作物」の合計）基幹作物であり、大井川の豊かな恵みを受けて古くから数多くの銘茶が栽培され、日本有数の茶産地として、その名は全国に知られてきた。大自然が育てた味と香りは、数ある農産物の中でも数々の賞を受賞する等、静岡を代表する農産物として多くの人から愛されている。

しかしながら、ペットボトルの普及や消費者嗜好の多様化を起因とするリーフ茶の消費減少等による茶価の低迷、さらに産地間競争も激化する等、茶業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。一方、本市の金谷地区を中心に伝統的に継承されてきた茶草場農法が平成25年度に世界農業遺産に認定され、本市のお茶のPRと生産意欲の高揚にもつながっている。加えて、シティプロモーション「島田市緑茶化計画」を積極的に推進する等、お茶によるまちづくりを展開している。

今後も、日本有数の生産地として良質かつ安全で低コストなお茶を生産するため、生産コストや労働時間の削減に向けた茶園の基盤整備や茶改植等による茶樹の若返り等生産基盤の強化を図るとともに、ビジネス経営体や茶生産組織、認定農業者に茶園を集積・集約化する等、意欲ある生産者が安定的かつ継続的に茶業経営ができる環境を整備する。

また、作業効率を考慮した乗用型茶園管理機の導入や茶園の共同管理、共同摘採への取組を推進し管理作業の省力化と労働負荷の軽減を図るとともに、脱炭素化技術や機械設備の導入等の検討を進める。これまでに整備してきた防霜ファンや製茶機械等については、引き続き適正な維持・管理、計画的な更新整備を進め、生産の安定化、品質の更なる向上を図っていく。

後継者不足等により維持が難しくなっている共同茶工場については、再編整備を進めるとともに、新たに法人化し茶生産に取り組む経営体の育成を推進する。

また、生育ステージのAI解析や衛星画像診断、茶園の収益性の解析等の実証実験を進め、スマート農業の導入を検討する。

さらに、GAPや有機JAS等への取組やエコファーマー認定等、環境保全に配慮した安全・安心な農業を推進する。

#### (5) 果樹（みかん、キウイフルーツ）

柑橘の生産は、神座地区のみかんが中心となっているが、販売価格の低迷や後継者不足等により、農家数及び栽培面積ともに減少が続いている。今後も柑橘栽培を維持継続、向上させるためには、園地の集積と同時に高品質安定生産と省力化が不可欠な要件となっている。

そのため、優良品種への更新やマルチ栽培等により高品質果実の安定生産を推進するとともに、省力化機械の導入等によるコスト削減を図り、足腰の強い産地を育成する。

キウイフルーツも同様に、近年生産量が減少傾向にあり、主力品種と早生品種との組み合わせによる安定生産を推進していく。

また、基幹作物であるお茶と組み合わせ、効率的な複合経営類型の育成を推進する。

#### (6) 花き（バラ、ガーベラ、トルコギキョウ）

花きは、全国的に有名なバラをはじめガーベラ、トルコギキョウ等が栽培されている。栽培された高品質な花は最新のバケット低温システムに対応した集出荷場から発送され、鮮度の高さ、日持ちの良さ等において高い評価を得ている。特に1年を通して多彩なバラが栽培され、近年では種苗メーカーの協力を得てオリジナル品種の栽培にも取り組んでいる。

今後とも、消費ニーズの多様化への対応を図り、競争力のある産地づくりのため、バケット低温流通システム等これまで導入した技術の更なる向上を図りながら、高度環境制御等ICTを活用した技術の積極的な導入を推進する。また、原油価格の高騰や地球温暖化対策として、引き続きヒートポンプ等を活用した省エネルギー設備の導入を推進する。

#### (7) 畜産（乳用牛、肉用牛）

本市の畜産経営は、そのほとんどがお茶や水稻との複合経営で、肉用牛肥育が中心である。

近年は、輸入飼料価格の高止まりや、肉用子牛や乳用初妊牛の価格高騰が続く等、依然として畜産経営は厳しい状態にある。また、TPP11等国際化の進展に伴う安価な輸入畜産物の増加や、都市化による環境問題の変化、家畜伝染病、後継者不足等問題が多い。

このような状況を踏まえ、静岡県食肉センターの再編整備により、販売・出荷の安定を図るとともに、限られた資本規模と労働力で、新たな技術の導入等生産性の向上を図り、消費者ニーズにあった安全・安心で良質な畜産物の生産を推進していく。また、複合経営の強みを活かし、所有する水田や地域の荒廃農地等を活用して飼料用米や牧草を生産し、家畜排せつ物を堆肥化して農地へ還元する等、環境に配慮した先進的な取組を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年の新規就農者は、年間1～2人と非常に少なく、農業を担うべき新たな人材の確保は進んでいない状況であり、引き続き大きな課題となっている。

そのため、今後は確保・育成の対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、他産業からの新規参入者、女性等幅広く捉え、農業委員会やJA大井川等の関係機関と連携しながら、就農に関する情報発信、就農相談、研修や資金、経営管理・農業技術指導等、相談から就農までの総合的な支援体制を整備・充実する。新たな施設整備に対しては、必要な支援を行っていく。

さらに、農地中間管理事業等を活用して企業等の農業参入を推進し、地域における新たな担い手として育成する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者に対しては、経営が円滑にスタートし、その後も継続されるよう、就農に必要な資金や農地の確保等の支援をJA大井川、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、静岡県農業振興公社、志太榛原農林事務所等関係機関と一体となって行う。

具体的には、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように県によるがんばる新農業人支援事業や、市による認定新規就農者支援事業、JA大井川によるあぐりセミナー等の活用を促進し、農業を担う人材の確保・育成のための支援の充実・強化を図る。

また、農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の締結や女性認定農業者の拡大等を促進するとともに、研修等による能力向上等を通じて、女性農業者の育成支援を推進する。

さらに、意欲ある高齢農業者が、その知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って活動できるよう、新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水等の地域資源の保全管理等の取組への高齢農業者の参画を促進する。さらには、障害者の雇用や就業機会の提供等、農業と福祉をつなぐ「農福連携」を推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農業従事者の安定的な就業の場の確保を図るため、これまで農村地域への産業の導入の促進に関する法律（以下、農村産業法という。）に基づく産業導入地区を5地区（約21.4ha）設定し、積極的な企業誘致を行い、兼業農家等の安定した就業先としてその成果をあげている。（1地区、約0.6haは平成16年に廃止）

令和2年初頭からの新型コロナウイルスの世界的な流行により、本市を含め日本全体の社会経済活動や働き方等に大きな影響と変化を与え、令和3年8月のハローワーク島田の有効求人倍率は1.05倍と雇用・所得環境は厳しい状況となっている。新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の中で、兼業農家等の就業の場、所得の確保にも影響が生じることも懸念される。

このため、農用地の集積・集約化と有効利用を進め、農業経営の安定化を図るとともに、お茶等の農作物を活かした食品・化成品等地元企業が行う付加価値の高い独自商品の開発や地域ブランド化等の6次産業化、KADODE OOIGAWAを拠点とするグリーンツーリズムの取組、新たな市場開拓の取組等を支援し、地場産業の振興を図る。

また、稼ぐ拠点として新東名高速道路島田金谷IC周辺に整備が進められている工業用地への企業誘致をはじめ、就労支援セミナー等の就労支援事業を進め、雇用創出へとつなげる。

本市における農業従事者の就業目標は次表のとおりである。

単位：人

I	II	従業地								
		市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	林業	5	0	5	0	0	0	5	0	5
	鉱業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	建設業	163	17	180	86	4	90	249	21	270
	製造業	408	340	748	204	170	374	612	510	1,122
	卸・小売業	128	138	266	70	70	140	198	208	406
	金融・保険業	26	38	64	4	10	14	30	48	78
	不動産業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	運輸・通信業	94	6	100	28	2	30	122	8	130
	電気・ガス・水道業	13	0	13	0	0	0	13	0	13
	サービス業	147	147	294	77	92	169	224	239	463
公務	26	7	33	11	6	17	37	13	50	
	小計	1,015	693	1,708	480	354	834	1,495	1,047	2,542
自兼 営業	林業	57	45	102	0	0	0	57	45	102
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	78	22	100	0	0	0	78	22	100
	製造業	178	174	352	0	0	0	178	174	352
	卸・小売業	59	72	131	0	0	0	59	72	131
	金融・保険業	2	2	4	0	0	0	2	2	4
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	34	0	34	0	0	0	34	0	34
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	62	79	141	0	0	0	62	79	141
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	470	394	864	0	0	0	470	394	864
出稼ぎ	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇 臨時雇	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	15	10	25	28	7	35	43	17	60
	製造業	101	150	251	43	84	127	144	234	378
	卸・小売業	11	53	64	9	18	27	20	71	91
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	9	0	9	6	0	6	15	0	15
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	28	83	111	12	29	41	40	112	152
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	164	296	460	98	138	236	262	434	696
	総計	1,649	1,383	3,032	578	492	1,070	2,227	1,875	4,102

(注) 1 目標：令和13年(2031年)

2 資料：2005,2010,2015年農林業センサス

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

### (1) 地域産業の活性化

市街地や工業地域の近隣地域については、農業従事者の就業の場は比較的安定的に確保されているが、山間地については、不利な地理的条件のため農業以外の産業も乏しいのが現状である。

このようなことから、特に山間地の農山村においては、農作物加工体験施設や直売施設を活用し、本市の特産であるお茶のブランド化や新しい特産品の開発、農作物の加工・販売による高付加価値化、グリーンツーリズムを推進していく。また、新東名高速道路島田金谷IC周辺では、KADODE OOIGAWAを拠点とし都市との交流を広げるとともに、交通利便性や大井川の豊富な水資源をいかした産業の創出を推進し、地域の担い手が活躍できる就業機会の拡大を図っていく。



(2) 農村産業法に基づく計画の達成を図るための対策

農業と工業の振興を一体的に図りつつ、調和のとれた地域社会を創るために、旧島田市地域においては、昭和61年度に工業系用途地域である、東町地区、阪本地区、大柳地区、中河地区のそれぞれ一部を産業導入地区として選定し、計画的な工業導入によって農業従事者の就業改善及び若年労働力の定着化を推進してきた。(昭和55年に選定した抜里地区は平成16年に廃止)

その後の企業誘致活動により同地区の大部分には工場が立地し、農業従事者の雇用促進に貢献している。

(3) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

本市では企業立地に対応する部署を設置し、企業進出の円滑化のために企業と地域関係者との連絡調整に努めている。引き続き地方創生に向け、ふじのくにフロンティア推進区域等において積極的に企業誘致を図る方針であるが、企業等の進出に際しては、企業と地域関係者との密接な連携調整に努めるとともに、進出企業に対して地元雇用の確保・創出等について協議・調整に努める。

(4) 農業従事者に対する就農意向把握と就業相談活動

現在、農業従事者を含めた市民全般に年間を通じて就業指導等の総括的な相談業務を行っている。今後もこうした相談活動や就業支援活動を通して農業従事者の就業意向等を把握し、就業斡旋を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市ではこれまで、農業集落道等の生活環境基盤の整備とともに、コミュニティ活動の拠点となる農村公園や集会施設等の整備を通じて、都市と比べて遅れている農村地域の生活環境の向上を図ってきた。

しかし、中山間地域では、依然として生活環境基盤の整備が遅れている地区もみられる。また、人口減少や農業従事者の高齢化に加え、兼業化や非農家との混住化が進んだ結果、地域住民の職業や生活様式が多様化し、地域コミュニティの希薄化がみられる地区もある。

このため、今後も地域コミュニティを維持しながら、より住み良い地域社会を形成していくため、それぞれの地域が抱える課題等を踏まえ、必要となる農村生活環境施設等の整備・充実を総合的に行う。

また、地域に古くから継承されている伝統行事への参加、保存等により、職業・年齢・性別等の枠を越えた、地域住民としての連帯感の醸成を図り、これまで培ってきた農村社会の維持・継承を支援しつつ、地域における定住を促進する。

なお、生活環境施設を整備する際には、類似施設との機能分担を明確にし、画一性を避けた地域の特性を活かしたものとするとともに、美しい景観の形成や環境との調和に配慮し、富士山静岡空港のある静岡県の玄関口にふさわしい空間形成を図る。

#### (1) 安全性

##### ア 消防

平成28年4月に静岡地域消防広域化が行われ、4つの消防本部（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）が統合されたことから、その広域消防救急体制のスケールメリットを最大限に活かして、消防・救急・救助の初動体制等のさらなる充実・強化を図っていく。また、合同訓練の実施等消防救急活動広域化の効果を高める取組を進める。

消防団については、団員が年々減少傾向にあり、団員の確保が課題となっている中で、令和2年に消防団市役所分団を新たに発足する等の対応策に取り組んでいる。引き続き、一般の消防団員のほか、女性消防団員や勤務地団員等の確保を図るため、フェイスブック等により消防団活動を周知するとともに、特定の活動のみ参加する機能別団員制度の周知・活用等により市民が入団しやすい環境づくりを進める。あわせて、消防団の組織力と対応力を維持・継続できる体制の見直しを検討する。

一方、地域用水環境整備事業により、農業地域に広範に存在する農業水利施設の整備を行うとともに、防火用水等としての多面的機能を高める。

## イ 防災

本市では、東海地震や南海トラフ巨大地震の切迫性、局地的・短時間豪雨や大型台風による風水害・土砂災害の激甚化等、これまでに経験したことがない災害への対応が求められている。また、地域防災計画や島田市国土強靱化計画に基づく危機管理・防災体制の構築と併せ、防災通信機器をはじめとした各種資機材や備蓄食料等の整備を計画的に実施してきている。

さらに、自主防災組織では、日頃から防災意識の啓発や防災知識の向上、地域防災力の強化育成等に努め、有事の際にはスムーズな対応が実施できるよう備えている。

今後も引き続き、予想される南海トラフ巨大地震や局地的・短時間豪雨等に備えるため、防災訓練や啓発活動等を通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、自主防災組織を中心とした地域防災力強化の取組を加速する。

また、安全確保や災害時の輸送路の確保のため、老朽化した橋りょう等公共施設の耐震化や電線類の地中化等の整備を推進する。さらに、避難所となる小中学校の体育館等の安全対策を推進する。

## (2) 保健性

### ア ごみ処理

廃棄物の排出を抑制し、排出された廃棄物については可能な限り資源として適正かつ有効な利用を図ることで、循環型社会の形成を推進する。また、再利用できない廃棄物は適正な処分をすることにより、環境負荷の低減に努める。

さらに、市民・事業者とともにごみの発生を抑制するマイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイはし等）を推進するとともに、市民同士が情報交換することで不用になった生活用品の有効活用につなげる「生活用品活用バンク」の利用促進を図る。また、使用済み廃食用油のBDF化、剪定枝の堆肥化といった再資源化への取組は引き続き継続していく。最終処分場については、新たな処分場用地候補地の調査を進める。

### イ 排水処理

家庭雑排水やし尿を適切に処理するため、島田市公共下水道事業アクションプランに基づく計画的な公共下水道事業の推進と浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の各施設の延命化のため、設備・機器の更新、修繕を進める。

また、公共下水道認可区域外については、合併処理浄化槽設置補助金の活用により付替えを支援し、生活雑排水の浄化に努める。

## ウ 給水

島田市水道ビジョン及びビジョンを実現するための島田市水道事業経営戦略に基づき、給水人口の予測等に対応した安全・安心な水の供給を安定的に進めるとともに、耐震化計画に基づき管路や配水池、地下水源施設の耐震化を推進する。また、施設・管路台帳のシステム化により、事故や修繕、更新等の情報を効率的に管理し、施設の健全性維持・長寿命化等に結び付けていく。

さらに、山間地の小集落地区にある飲料水供給施設の補助や管理のあり方等具体的な対策を検討する。

また、リニア中央新幹線整備計画における南アルプストンネルの施工に伴い、大井川流域の流量減少が懸念されることから、トンネル湧水の全量が大井川に戻すよう事業者によるその対策を働きかけていく。

## エ 保健

第3次島田市健康増進計画に基づき、「健幸マイレージ」等の本市の特徴的な取組を拡充しながら、地域現場（ソーシャル・キャピタル）を活用し、個人や家庭、地域、職域、行政、健康づくりに関する関係機関が連携・協働することで、健康格差を縮小し、市民一人ひとり健康寿命の延伸を目指す。

特に、望ましい生活習慣への改善や疾病予防につながる健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努め、市民の健康増進を図る。

さらに、食を通じた健康づくりを継続的に支援するため、「第3次島田市食育推進計画」に基づき、関係機関、関係団体等と連携・協働して食育を推進する。

## オ 医療

令和3年5月に開院した島田市立総合医療センターは、志太榛原保健医療圏における中核的医療機関として、また災害拠点病院としての役割・機能の充実に努める。

また、平成29年3月に制定した「地域医療基本条例」に基づき、市民・医療機関・行政がそれぞれの役割を果たす安定した地域医療体制を構築し、地域医療の充実と確保を図る。

さらに、県内をはじめとする医科系大学に医師派遣を働きかけるとともに、医学生や看護学生に修学資金制度の周知等を図ることで、医療スタッフの確保につなげる。

## (3) 利便性

### ア 道路

国道1号4車線化や空港アクセス道路県道吉田大東線の新設等、国や県による主要広域幹線道路の整備を促進するとともに、これらを補完する幹線道路を計画的に整備する。また、広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化し、市民の利便性の向上に加え、ヒトやモノが活発に交流する道路ネットワークづくりを進める。

生活道路については、市民との協働を図りながら管理を行い、幅員が狭い箇所や舗装の劣化が激しい箇所等について、優先度を踏まえながら計画的に維持・修繕を行う。

#### イ 公共交通機関

バス交通については、市民ニーズと運行の効率性を踏まえ、大量輸送できるバスによる定時路線運行や少人数の対応ができるワゴン車やタクシーによるデマンド運行といった適切なモードの設定等、再構築を図る。また、運行主体については、自治会やNPO法人等による地域主体の自家有償旅客運送制度の導入を検討する。

JR東海道本線、大井川鐵道大井川本線については、鉄道事業者や関係機関に対し、乗り継ぎの快適性・利便性・効率性等サービスの維持・向上を働きかける。また、鉄道利用促進の広報活動、各種イベントにおける利用促進及び交通機関相互の連携等により、グリーンツーリズム等の観光資源としての活用も含め地域振興につながる取組を推進する。

#### ウ 通信等

光インターネット等超高速ブロードバンド未整備地区の解消に向け、地域情報通信基盤の充実を図るとともに、コミュニティ施設等の地域拠点におけるICT機器や通信網の整備を進め、誰もがいつでもICTを利用できる環境を整備する。

また、コミュニティFM放送難聴対策として、インターネットを活用したサイマル放送の周知等もあわせて進める。

さらに、令和元年11月の「島田市デジタル変革宣言」に基づき、デジタルトランスフォーメーション推進課が中心となり、市民サービス、行政経営、地域・産業の3分野においてデジタル変革に積極的に取り組み、市民サービスの利便性の向上、産業分野へのICT導入、活用、人材育成等を図る。

### (4) 快適性

#### ア 公園

公園利用者である周辺住民等市民の意見が反映された、子どもから高齢者や障害者までもが親しみを持って幅広く利用できる公園・緑地の整備を計画的に進める。

既存の公園については、市民や事業者と協力しながら除草や補修等の日常の維持管理作業により快適な環境の整備に努めるほか、誰もが安心して楽しむことができる公園を目指し、老朽化した遊具等の計画的な改修・更新や施設のバリアフリー化等を推進する。

また、全国的に希少品種である「帯桜」を公園等に植樹するとともに、市内主要箇所にバラの花壇等を設置する等、バラによる特色ある地域づくりを推進し、バラのまちとしてのイメージ化を図る。

#### イ 高齢者・障害者福祉

地域で生活する高齢者を総合的に支えるための拠点となる地域包括支援センターの機能充実を図る。また、住み慣れた環境のもとで安心して暮らしていけるよう医療・介護サービスの提供や生活支援体制の充実を図る。

さらに、障害のある方に対しても、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害に応じた雇用と就労の場及び住まいの場の確保を図り、社会の一員として参加し、活躍できる場や機会づくりを支援する。

#### ウ 児童福祉

しまだ子ども未来応援プラン（第2期島田市子ども・子育て支援事業計画）に基づき「切れ目のない支援の実現」「子育てと仕事の調和の推進」「親力の育成」の3つの施策を柱に、子育て運営サイト「しまいく」等による子育てに関する情報提供の充実や、子育てコンシェルジュ等による子育てに関する相談事業の充実を図る。また、お仕事相談室「ママハロ」等による子育てしながら働く親への支援等の取組も推進する。多様化する教育・保育ニーズに対しては、民間事業者による新設運営を含めた放課後児童クラブ等の子育て支援施設の整備・充実を図るとともに、延長保育・一時保育等多様な保育サービスの提供や幼児教育の振興を図るため、民間保育所や私立幼稚園に対し必要な助成・支援を行う。

また、子育て家庭への経済的援助やひとり親家庭への各種支援事業を充実させ、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努める。

さらに、保育ニーズに合わせて保育定員数を拡大するほか、状況に応じて幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ認定こども園の移行を支援する。

### (5) 文化性

#### ア スポーツ

「島田市スポーツ振興推進計画（中間見直し改定版）」の計画目標「市民ひとり1スポーツ」と「スポーツ交流拠点の形成」の実現に向け、「心身ともに健康な人づくり」「スポーツ交流の促進」「スポーツ施設の整備」の3つの施策に取り組む。また、「島田ゆめ・みらいパーク」等、子どもからお年寄りまで誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整備していく。

#### イ 教養、娯楽

島田市文化芸術推進計画等に基づき、文化施設での文化事業だけでなく、市民参加型、協働創造型、文化事業や街角ライブやアウトリーチ事業（出前演奏）を開催することで、幅広い世代の市民が、より身近に良質な芸術・文化に触れる機会の提供を支援する。

特にシティプロモーション「島田市緑茶化計画」を推進している本市では、小学生を対象としたT-1グランプリの開催やお茶の淹れ方教室等を通し、若い世代に島田市のお茶の歴史、日本茶の基本知識を知ってもらい、茶文化の普及・継承に努めていく。

また、本市に関わりのある企画展・イベント・各種教室等を開催し、市民の文化意識の向上に努める。

#### ウ 芸能保存

島田市文化芸術推進計画等に基づき、地域の祭りや伝統芸能の保存・継承を図るため活動団体を多面的に支援する仕組みを強化するとともに、普及啓発に必要な活動の場の創出を推進する。また、活動団体同士の情報交換や市民活動団体との連携促進を図る。

さらに、活動団体の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、地域や学校等を通じて地域に伝わる祭りや伝統芸能等の保全・継承する担い手を育成するとともに、IターンやJターン、Uターンにより人材の確保に努める。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
合併処理浄化槽	※現在、農業振興地域には公共下水道認可区域はなく、集落排水施設等の計画がないため、市補助金を活用し、合併処理浄化槽の普及に努める。	市全域 (公共下水道認可区域を除く)	—	

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設の整備にあたっては、島田市森林整備計画やその他林業振興施策との調整を図り、森林環境保全等に努める。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域については、河川整備等の治水事業を推進し、災害防止と安全性の確保を図る。

## 第9 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）



## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

### (2) 用途区分

下表の「地区番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区番号	用途区分
A (北部地区)	農地 ( 田 ) : 付図1号に示す区域のうち、水色で着色した区域の土地 農地 ( 畑 ) : 付図1号に示す区域のうち、黄色で着色した区域の土地 農地 ( 樹園地 ) : 付図1号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地 採草放牧地 : 付図1号に示す区域のうち、黄緑色で着色した区域の土地 農業用施設用地 : 付図1号に示す区域のうち、茶色で着色した区域の土地
B (中部地区)	
C (東部地区)	
D (南部地区)	
E (西部丘陵地区)	
F (西部平坦地区)	